

阿賀野市褒賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月19日

阿賀野市長 加藤博幸

#### 阿賀野市規則第26号

##### 阿賀野市褒賞規則の一部を改正する規則

阿賀野市褒賞規則（平成16年阿賀野市規則第178号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（欠格条項）

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては代表者等）は、表彰しない。

- （1） 刑事事件に関して現に起訴されている者
- （2） 罰金以上の刑に処せられた者（刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者を除く。）
- （3） 破産者で復権を得ない者
- （4） 市税、国民健康保険税、保育料及び上下水道料金等の滞納がある者

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市褒賞規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。